

内閣
文書

平成27年(ワ)第34010号

平成28年(ワ)第9404号

マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原 告 関口博ほか40名

被 告 国

求釈明に対する回答書

平成28年10月4日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

被告指定代理人	前 田 佳 行	(印)
高 岩 健 治	(印)	
上 野 康 博	(印)	代
本 間 貴 明	(印)	代
田 中 里 沙	(印)	代
寶 崎 雄 輔	(印)	代
葉 柴 洋 祐	(印)	代
島 津 千 明	(印)	代
名 越 一 郎	(印)	代
小 牧 兼 太 郎	(印)	代
坂 場 純 平	(印)	代

國	信	綾	希	代
稻	垣	嘉	一	代
野	本	明	日香	代
森		寿	貴	代



被告は、本書面において、原告らの平成28年6月21日付け求釈明申立書に対して、以下のとおり、回答する。なお、略称等は従前の例による。

第1 求釈明事項1（求釈明申立書1、2ページ）について

番号制度における個人情報保護措置は、「もっぱら主観的な不安感の解消のみを目的」としたものではなく、何らの個人情報保護措置も講じなかつた場合に個人情報の漏洩等の「客観的な危険性が生じ得る」ことを想定した上で、かかる危険の具体化を防ぐことを目的としたものである。

第2 求釈明事項2及び3（求釈明申立書2ないし4ページ）について

飽くまで抽象的な一般論として、番号制度において想定し得る客観的な危険性としては、個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいし得る危険性、個人番号の不正利用（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害が発生し得る危険性、国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理され得る危険性のほか、集積・集約された個人情報によって本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われ得る危険性等が考えられる。

しかしながら、被告答弁書第2の5（27ないし43ページ）で述べたとおり、番号制度においては、①制度上の保護措置（個人番号・特定個人情報の取り扱いに対する厳格な規制、特定個人情報保護評価、第三者機関である委員会による監視・監督等、個人番号利用事務等実施者への安全管理措置の義務付け、個人番号利用事務等実施者への本人確認措置の義務付け、不正行為への罰則、情報提供等記録の保存及び開示〔一部未施行〕）及び②システム上の保護措置（個人情報の分散管理、アクセス制御、符号による紐付け、通信の暗号化）を講じているから、上記の想定し得る各危険性は、具体的危険性ではない。

以 上